

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定によって、農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定によって公告する。

令和七年八月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（㎡）
東広島市志和町内字青木八七一番一		田	二、六三〇
東広島市志和町内字竹之下一四三九番一		田	九六〇

二 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
利用権	令和八年一月一日	九年	九六、九三〇

三 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに広島法務局東広島支局に補償金を供託する。